# 控除額

次の区分に応じそれぞれに掲げる算式により計算する(震災税特法 16)。

再建住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

**,再建住宅借入金等** )

× 2% ············ [100 円未満の端数切捨て]

しの年末残高」

再建住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下を超え2,000万円以下のとき

再建住宅借入金等

× 1 % + 10 万円 ·····・ 〔100 円未満の端数切捨て〕

の年末残高

再建住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

再建住宅借入金等 〕

の 年 末 残 高 x 0.5% + 20万円 ······ [100円未満の端数切捨て]

(最高3,000万円)

## 設 例

居住開始年月日 平成 10 年 1 月 15 日

増改築等の費用の額/うち居住用 7,000,000円/7,000,000円

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳 住宅のみ

年末残高(当初借入金額) 4,500,000円(6,000,000円)

居住開始年月日 平成 15 年 11 月 15 日

増改築等の費用の額/うち居住用 5,000,000円/5,000,000円

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳 住宅のみ

年末残高(当初借入金額) 4,900,000円(5,000,000円)

### [控除額計算明細書]

#### 

2 利栄又は購入した家産寺に保る事項									
	家屋に関する事項					土地等に関する事項			
居住開始年月日	8	平成	年	月	B	(平成	: 年	月	日)
取得対価の額	⊞				円	<b>⊕</b>			円
総(床)面積	0				m²	0			m²
うち居住用部分 の (床)面積	9					Ð			

### 3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	Ŧ	75 // /5 平成 年 月 日 (10 / 15)
増改築等の費用の額	0	5,000,000 <sup>H</sup> 7,000,000
うち居住用部分の金額	3	5.000.000 7.000.000

①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に 係る住宅借入金(取得)等特別控除を受けることが できます。

要する

\_00 円

# 4 控除証明書の要否

平成16年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を 🥏 で

住宅借入金(取得)等特別控除額の計算(次の該当する算式により計算します。)

4,900,000

: 「住宅借入金(取得)等特別控除額の計算の基礎となる住宅 借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、そ の計算明細書の⑩の金額を転記します。 住宅借入金等の年末残高の合計額 4.500,000 住宅借入金(取得)等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) 住宅借入金等の年末残高の合計額 居住の用に供した日等 (最高50万円) 平成11年1月1日以後に 居住の用に供した場合 \_\_ 円 × 0.01 \_00 円 平成10年中に居住の用に ③が2,000万円以下のとき 平成10年中に店住の用に 供した場合 または、平成11年1月1 日から同年3月31日まで の間に居住の用に供した 場合で「経過措置の計算 \_ 円 × 0.01 , 00 円 (最高25万円) ③が2,000万円を超えるとき \_\_ 円 × 0.005 + 10 万円= 00円 方法」を選択した場合 (a) ②が1.000万円以下のとき 円 × 0.02 00 円 ②が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき 阪神・淡路大震災の被災者 の家屋の再取得等の場合 円 × 0.01 + 10 万円= \_00円 , ③が2,000万円を超えるとき (最高35万円)

控除額: (4,500,000円+4,900,000円)×0.02=188,000円(100円未満の端数切捨て)

- (注) 1 控除額計算明細書の「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」欄(「住宅借入金等の年末残高の合計 額」欄を除く。) については、記載を要しない。
  - 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の増改築等した部分に係る居住開始年月日と後の増改築 等した部分に係る居住開始年月日のいずれも記載する。

円 × 0.005 + 20 万円=

3 控除額計算明細書及び申告書第二表に記載した居住開始年月日のうち、「特例の計算方法」を選択した居 住開始年月日を で囲む。